

佐賀県告示第 30 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和元年 6 月 23 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和元年 6 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N - エチル - 1 - ( 3 - メトキシフェニル ) シクロヘキサン - 1 - アミン ( 通称名 : 3-MeO-PCE ) 及びその塩類
- (2) 化学名 1 - ( 4 - シアノブチル ) - N - ( 2 - フェニルプロパン - 2 - イル ) - 1 H - ピロロ [ 2 , 3 - b ] ピリジン - 3 - カルボキサミド ( 通称名 : CUMYL-4CN-B7AICA ) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。